

改正後

堺市総合交通体系検討庁内委員会要綱

(設置)

第1条 本市における総合的な都市交通のあり方について検討するため、堺市総合交通体系検討庁内委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び調整する。

- (1) 東西交通軸をはじめとする総合交通計画の策定に関すること。
- (2) 阪堺電気軌道阪堺線の存続に関すること。
- (3) 東西鉄軌道(堺浜地区(堺北臨海部地区の堺第2区をいう。)から南海本線堺駅までを結ぶ区間に限る。)整備計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合交通体系の検討について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は建築都市局長の職にある者を、副委員長は交通部長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(専門委員)

第4条 委員会に、専門的見地から意見を聴くため、専門委員を置くことができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 専門的な事項について調査、検討等を行わせるため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織及び運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

(ワーキンググループ)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、交通政策課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

文化部長

財政部長

企画部長

税務部長

市民生活部長

環境都市推進室長

健康福祉政策部長

商工労働部長

観光部長

都市計画部長

土木部長

自転車まちづくり推進室長

道路部長